

明治「国語」管見

——「人民」「国民」「臣民」をめぐって——

京極 興一

ただいまは、堀井先生から過分の御紹介をいただき恐縮しております。今まで、多くの先生方のお世話になり、また、学生諸君と楽しく過ごしてきました。心からお礼申し上げます。

一、「明治『国語』」とその研究の必要性

本日は、「明治『国語』」の中の一つの問題として、「人民」「国民」「臣民」の明治中期までの使用状況、その背景などを取り上げたいと思います。ただ「管見」としましたように、私が見たものは、ほんとうにわずかです。これらの問題を、多少なりとも明らかにできることがあればと願っております。

私の恩師の時枝誠記先生は、言葉が表現と理解の過程であるという言語観に基づく学説をお立てになりました。国語学が、このような人間の行動としての言葉を研究することに、お立ちになりました。国語の構成要素である音韻・語彙・文法等の研究ばかりでなく、例え、コミュニケーションや国語教育や国語政策など、いろいろな分野に関わってきます。これらからお話する問題も、このようにならうかと思つての、言葉と社会、言葉と政治である。これは政治思想との関わりというところになります。

次に、明治期は、日本語の歴史の中で興味ある時期です。私は、このところ十年余り、国語学特殊演習において、明治期の言葉の研究を課題とし、例えば、福沢諭吉の『学問のすすめ』、『文明論之概略』、『久米邦武の『米欧回覧実記』』、あるいは、漱石の作品を学生諸君と読んできました。その勉強の中で、特に幕末から明治の前期・中期にかけての政治あるいは政治思想の動向を背景として成立し、しかも後世に影響を残している言葉に注目しました。例えば、明治二十年代に、日本国家の言語という意識において使われるようになった「国語」という言葉も、その一つです（拙著『「国語」とは何か』、一九九三年）。

東苑社に、「国語」の成立、日本人の「国語」観の特質と各方面への影響などの問題をとり上げました。そして、このような言葉について、国語学分野からの研究の必要性を痛感しました。

近代史や近代思想史の研究では、「明治国家」という言葉がしばしば使われています。この現象は、明治期の国家的特質が極めて顕著であり、それを端的に表す言葉の必要性から生じたものでしょう。このような用語例に倣いますと、近代日本語の研究においても、明治国家と密接な関係において成立した言葉、例えば、司馬遼太郎が『明治という国家』(一九九一年 日本放送出版協会)の中で、

明治は、近代日本語をつくりあげた時代でもありました。たとえば、いま私が申しあげた「義務」あるいは権利。この二つのことばも、明治国家が翻訳してくれた言語遺産です(五頁)

といつているような言葉は、「明治『国語』」と名付けるのにふさわしいものではないかと思われまます。新造語は避けたいのですが、この語を題目に用いた意図はこんなところにあります。

さて、ここでは、「明治『国語』」の中の「人民」「国民」「臣民」という語を取り上げようと思ひます。なぜこれらを取り上げるのかという点について、ちよつと申し上げましよう。この中の「国民」について、朝日新聞の「天声人語」(一九八九年五月三日)は、次のように言っています。

この国の人びと全体を指して呼ぶ時、何と云うのがよいか。書いていて、いつも迷う。国民でよいではないか、と思う人も多からう。だが、しつくりしない場合がある。結局、考えあぐねて「人々」などと書く。いささか締まりに欠ける。残念だが仕方がない。国民と書きたくないのは、ともすれば統治する対象としての人々という響きを持つからだ。(中略)よく考えると、「民」の字に「統治されている人々」という意味があり、それが気にかかるらしい。「民」の字に「統治されている人々」という意

米国の指導者が「私の仲間のアメリカ人たちよ」、フランス大統領が「フランス人(男性)たちとフランス人(女性)たちよ」、中国の指導者が「同志たち」などと言うのに比べて、日本では「国民」を使わざるを得ないけれども、どうも気になるといふのです。この「天声人語」の筆者が投げ掛けた「国民」の問題に対して、国語学は何を答えることができるのでしょうか。私は、その点が「国民」になりました。政治思想史研究の分野では、政治思想と言葉、あるいは政治と言葉との関わりについて、種々の研究があります(丸山

次に、表2の⑩「学制」には「人民」が七例ありますが、「国民」は全く用いられていません。それから、表1については、②「地租改正ノ詔」、③「宮廷ノ用度ヲ減省シテ軍資ニ充ルノ詔」、④「議院憲法ヲ頒ツノ詔」、⑤「地方官會議員ヘ勅語」に「人民」が使用されています。つまり明治一桁の時期には、公の文書の中でも、「人民」を庄倒していません。特に、これらの中で、次の「学制頒布被仰出書」の有名な一文の中の用例に注目したいと思います。

自今以後一般の人民へ華士族農工商及婦女子ノ必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す

この「人民」の右側には読みを示す「じんみん」、左側には意味を示す「ひとびと」という振り仮名があります。カッコ内は原文二行割りの註です。また、「学制」十八章には、次の用例があります。

一般人民へ華士族農工商及婦女子ノ学ニ就クモノハ之ヲ学区取締二届クヘシ

つまり明治に建てられた新しい国家、明治国家は、華族、士族、農工商、婦女子という身分制的なものを廃止し、平等に扱う方針をとりました。その時に、國家を構成する平等な人々の集団を「人民」と呼び、「人民」の中に華士族農工商及婦女子のすべてが含まれるということをし、これらの資料は語っているのです。また、「人民」には、分りやすく「ひとびと」という振り仮名までも付けておきます。このような用例を見ますと、明治初めの「人民」人気、あるいは、「人民」に対する熱気が、ひしひしと伝わってくるような感じがします。私は、そういう点から、この学制の用例は大変重要な資料ではないかと思えます。なお、公の文書での「人民」の使用が、このころに始まるという点も注目すべきでしょう。

次に、福沢諭吉は、①「西洋事情」の中で、「人民」一六五例とともに、「国民」一一八例を使っています。これは、*people* の訳語として「人民」、*citizens* の訳語として「国民」を用いたのだと考えたくもありませんが、この基準でこの二語を使い分けていたかどうかは疑問です。

そもそも、福沢諭吉が、新國家の構成員を示すのに「国民」(「学制」の「人民」に当ります)を用い、それを大変重視していたことは、次の用例に明らかです。

日本にはただ政府ありて、未だ国民あらずといふも可なり(「学問のすゝめ」第四編)

嘗て余が説に、日本には政府ありて国民(ネーション)なしと云ひしも是の謂なり(「

『文明論之概略』第九章

福沢論吉の構想する新しい国家には、このネーションの存在が不可欠でした。ところが、一般にはまだそれについてはつきりした意識がない、政府にべこべこするのでなく、政府に対抗するような実力がない、この例もこれと同じ考え方と思われず、未だ国民あらずという言い方になります。次の人民も日本の人民なり、政府は恐る可らず近づく可し、疑ふ可らず親む可しとの趣を知らしめなば、人民漸く向う所を明にし、上下固有の氣風も次第に消滅して、始めて真の日本国民を生じ、国民の力と互に相平均

の力は「日本の人民」という表現を使つてゐるのだから、「国民」といふ言葉に非常に重きをおいた福沢論吉の考え方を讀み取ることができると思ひます。なお、「學問のすゝめ」第六編の「國法の尊きを論ず」の中に、「國民」が一九例あります。つまり「學問のすゝめ」全体の「國民」三六例の半分以上が、「國民」といふ言葉が、新しい國家における基本的な極めて重要な概念、思想を表す言葉と考へてゐるようです。

ところが、不思議なこと、次の例文には、その点が見られません。人民に獨立の氣力愈少なければ、國を売るの禍も亦隨て益大なる可し（『學問のすゝめ』第三編）

前の方は「人民に獨立の氣力なきは、後の方は「國民に獨立の氣力愈少なければ」です。両語に意味的違いは見られません。この例は、他にもたくさんあります。人民たる者の分限（第一編）——國民たる分限（第四編）

政府と人民との約束（第二編）——國民と政府との約束（第六編）

政府は人民の名代（第二編）——國民の職分（第六編）

要するに、福沢論吉は「國民」の重要性を指摘しましたが、言葉としては「人民」の使用を主とし、時に「人民」「國民」を同義語として用いていました。いわば國民國家であるという認識に立つて、「人民」の使用が圧倒的に多い時期でした。しかし一方、「人民」「國民」が同義語として併用された時期でもありません。

複合語での使用がわずかに見られるに過ぎません。総じて、教科書では、明治二十年代から、「国民」「臣民」の使用が次第に増加し、国定期に入つて、修身教科書に「国民」「臣民」、国語教科書に「国民」が定着することになります。一方、「人民」は、国定期には、特定の複合語で用いられるに過ぎません。

三、「臣民」の消長

最後に「臣民」の変遷についてお話します。

(1) 詔勅・憲法の場合

表1を見ますと、明治十三年の勅諭⑤まで、使用される語は「人民」または「国民」だけ、「臣民」はありません。ところが、十四年の勅諭⑥から「臣民」の使用が始まり、「人民」「国民」はほとんど用いられなくなり、次の⑤⑥は、その境界の例です。

爾等廟議ノ在ル所ヲ体シ人民ヲ匡直輔翼シ以テ朕力漸次ニ歩ヲ進ムルノ志ヲ贊ケヨ（「臣民」）
⑤「地方官會議員ヘ勅語」明治十三年）
宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ（「臣民」）
⑥「国会開期ノ勅諭」明治十四年）

ここで注意されるのは、将来の憲法発布、国会開期を宣言した勅諭から「臣民」が使われ、たこのこととす。つまり、それまでの自由民権運動を抑圧し、天皇制を中心とした国家組織を確立しようとする過程の中での「臣民」の登場ということになります。⑧「大日本帝國憲法」のこのように「臣民」の使用は、明治二十二年の⑧「憲法発布勅語」、⑨「大日本帝國憲法」に受け継がれ、天皇に対する国民の呼称として明確に位置付けられることになりました。

第一章 第九條 天皇ハ……臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ

第二章 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所に依ル（以下、三十条まで）

また、翌年の⑨「教育ニ関スル勅語」には、
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ
朕爾臣民ト掛二拳々服膺シテ

の外は、この用語となりません。即ち、「臣民」が用いられました。以後、宣戦・講和の詔勅の「汝有衆」以

政治、あるいは政治思想と言葉の関わりの問題は、最近特に重要性を増してきて、施政者の意図する方向に進む。政治が言葉で規定し、その言葉が国民の意識を規定して、国体」という言葉は、今までいろいろな意味に使われ、利用され、政治的問題に深く関わってきまし。国体」という言葉は、今も同じで、明治二十年代の前半までは、国家を構成する人間の総体であるという使われ方でしたが、その後次第に、国民精神、国民教育、国民主義といった国家主義的な面の意味付けがされ、これからの研究課題としていきたいと思います。このような大正・昭和期の問題について

資料
表 1

詔勅・憲法
連資料として「国民」「臣民」を使用している明治期から大正初期までの詔勅、関
* 連資料として「国民」「臣民」を使用している明治期から大正初期までの詔勅、関
「国民」は、詔勅・憲法に使用され、及び、明治期から大正初期までの詔勅、関
「臣民」は、詔勅・憲法に使用され、及び、明治期から大正初期までの詔勅、関
「臣民」は、詔勅・憲法に使用され、及び、明治期から大正初期までの詔勅、関

① 華族一同へ勅諭	明四	○	人民 国民 臣民
② 地租改正ノ詔	明七	○	
③ 宮廷ノ用度ヲ減省シテ軍資ニ充ルノ詔	明七	○	
④ 議院憲法ヲ頒ツノ詔	明三	○	
⑤ 地方官會議員ヘ勅諭	明四	○	
⑥ 国会開期ノ勅諭	明五	○	
⑦ 軍人ヘ勅諭	明二	○	
⑧ 憲法發布勅諭	明二	○	
⑨ 教育ニ関スル勅諭	明三	○	
⑩ 第一回帝國議會開院式ノ勅諭	明三	○	
⑪ 在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ詔勅	明二	○	
⑫ 義勇兵ニ関スル詔勅	明七	○	

京極興一先生 略歴と主要著書・論文

略歴

- 昭和二年 長野県に生まれる
 昭和二年 東京大学文学部国文学科卒業
 昭和二年 同大学大学院退学
 昭和七年 東京都立白鷗高等学校教諭
 昭和九年 成蹊高等学校教諭
 昭和四年 成蹊大学専任講師(文学部)
 昭和四年 成蹊大学助教授(文学部)
 昭和四年 信州大学助教授(教育学部)
 昭和五年 信州大学教授(教育学部)
 昭和八年 信州大学付属図書館教育学部分館長(一六二二年)
 昭和六年 信州大学評議員(一六三三年)
 平成五年 定年退職 信州大学名誉教授
 上田女子短期大学学長

主要著書・論文目録

- 〔へ文法〕
 奈良時代における已然形の一用法 昭和三五年
 近代短歌における已然形止めについて 昭和三五年
 終止形による条件表現 昭和三五年
 挿入句の一考察―いわゆる紹介語法を中心として― 昭和三五年
 『古典解釈文語文法』(大原誠・大久保広行と共著) 角川書店刊 昭和四四年
 助詞とは何か 『品詞別日本文法講座9』(明治書院) 昭和四八年
 接続詞「が」―発達と用法 『松村明教授還暦記念 国語学と国語史』(明治書院) 昭和四九年
 文の成分とは何か 『研究資料 国語学と国語史』(明治書院) 昭和五二年
 接続助詞「から」と「ので」の史的考察 『国語と国文学』六三卷六号 昭和六一年
 接続助詞「に」「を」「が」の成立と展開 『国文法講座3』(明治書院) 昭和六二年

〈表記〉

「当用漢字音訓表」について

〔信州大学教育学部紀要〕二九号

昭和四八年

漢字仮名交じり表記の一考察(一)(二)

〔信州大学教育学部紀要〕三二・三四号

昭和四九年

国語表記論序説

〔信州大学教育学部紀要〕四三号

昭和五五年

振り仮名表記について

〔信州大学教育学部紀要〕四四号

昭和五六年

漱石の振り仮名―「判然」の読み方をめぐって―

『松村明教授古稀記念 国語研究論集』(明治書院)

昭和六一年

夏目漱石の国語仮名遣い

『国語学』一六〇集

平成二年

漱石の振り仮名表記―「こゝろ」の場合

『近代語研究』九集

平成五年

〈語彙〉

『講談社国語辞典』(桐原徳重・島田良二・石綿敏雄と共編) 講談社刊

昭和四一年

『小学校国語教科書語彙表』(学生と共編) 信州大学教育学部国語学研究室刊

昭和五一年

『国語』「邦語」「日本語」について

『国語学』一四六集

昭和六一年

明治期国語教科書における用語の選定について『国語と国文学』六五卷一一号

昭和六三年

『小学校教科書語彙資料 理科』(細川英雄と共編)

信州大学教育学部国語学研究室刊

平成元年

『「国語」とは何か』

東宛社刊

平成五年

『「人民」「国民」「臣民」の消長

『松村明教授喜寿記念 国語論集』(明治書院)

平成五年

〈テキスト〉

『古典』『古文』『古典文学選』『枕草子抄』等(高等学校古典教科書)

角川書店刊

昭和三八年〜五三年

『現代人とことば』(信州大学放送公開講座)(馬瀬良雄他と共編)

銀河書房刊 昭和六三年